

る金額を限度とする。
一・二 省略

2 | 投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人（以下この条において「投資法人」という。）に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条第一項	省略	省略
第二十三条の二第一項	省略	省略

第五十七条第一項 ただし書及び第五 十八条第一項ただ し書	所得の金額の 百分の五十	所得の金額の百分の五十（租税 特別措置法第六十七条の十五第 一項第一号（投資法人に係る課 税の特例）に掲げる要件を満た
--	-----------------	--

損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。
一・二 同上

2 | 投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人（以下この条において「投資法人」という。）に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、投資法人法第二条第十四項に規定する投資口は株式と、同条第十七項に規定する新投資口予約権は新株予約権と、それぞれみなす。

3 | 投資法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条第十号	会社の株主等	投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の株主等
同上	同上	同上
同上	同上	同上
第五十二条第一項 第一号イ	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）
第五十七条第一項 ただし書	所得の金額の 百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税 特別措置法第六十七条の十五第 一項第一号（投資法人に係る課 税の特例）に掲げる要件を満た

す投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百)

第五十七條第十一項第一号	普通法人	す投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百)
第五十八條第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	普通法人(投資法人を除く。) 所得の金額の百分の八十(租税特別措置法第六十七條の十五第一項第一号(投資法人に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百)
第五十八條第六項第一号	普通法人	普通法人(投資法人を除く。)
第五十九條第二項	当該適用年度終了の時に於いて第五十七條第十一項各号に掲げる法人	租税特別措置法第六十七條の十五第一項第一号(投資法人に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす投資法人
第六十六條第二項	同条第一項 若しくは資本	第五十七條第一項 (投資法人を除く。)若しくは資本
第六十七條第一項	となるもの(資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるもの)	となるもの

9) 前二項に定めるもののほか、第一項第一号ロ(1)に該当するものであることその他の要件を満たす投資法人に係る同項第二号トに掲げる要件の特例その他同項から第六項までの規定並びに投資法人及びその社員に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(振替国債の償還差益等の非課税等)

第六十七条の十七 省 略

2 外国法人が第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等(割引債に該当するものを除く。以下この項、第九項及び第十一項において「特定振替社債等」という。)につき支払を受ける償還差益(その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。)で、当該特定振替社債等の同条第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

3 省 略

4 外国法人の発行する第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還差益(当該割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。)のうち、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるものについては、法人税法第百三十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

5 5 11 省 略

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の二 省 略

2 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条第一項	省 略	省 略
第二十三条の二第	省 略	省 略

10) 前二項に定めるもののほか、第一項第一号ロ(1)に該当するものであることその他の要件を満たす投資法人に係る同項第二号トに掲げる要件の特例その他同項から第七項までの規定及び投資法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(振替国債の償還差益等の非課税等)

第六十七条の十七 同 上

2 外国法人が第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等(割引債に該当するものを除く。以下この項及び第九項において「特定振替社債等」という。)につき支払を受ける同条第一項に規定する償還差益(その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。)で、当該特定振替社債等の同条第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

3 同 上

4 外国法人の発行する第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還差益(当該割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。)のうち、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものについては、法人税法第百三十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

5 5 11 同 上

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の二 同 上

2 同 上

同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上

一 項	第五十七條第一項 ただし書及び第五 十八條第一項た だし書	所得の金額の 百分の五十	所得の金額の百分の五十（租税 特別措置法第六十八條の三の二 第一項第一号（特定目的信託に 係る受託法人の課税の特例）に 掲げる要件を満たす特定目的信 託に係る受託法人にあつては、 当該所得の金額の百分の百）
--------	--	-----------------	---

第五十七條第一項 ただし書	所得の金額の 百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税 特別措置法第六十八條の三の二 第一項第一号（特定目的信託に 係る受託法人の課税の特例）に 掲げる要件を満たす特定目的信 託に係る受託法人にあつては、 当該所得の金額の百分の百）
第五十七條第十一 項第一号	普通法人	普通法人（特定目的信託に係る 受託法人を除く。）
第五十八條第一項 ただし書	所得の金額の 百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税 特別措置法第六十八條の三の二 第一項第一号（特定目的信託に 係る受託法人の課税の特例）に 掲げる要件を満たす特定目的信 託に係る受託法人にあつては、 当該所得の金額の百分の百）
第五十八條第六項 第一号	普通法人	普通法人（特定目的信託に係る 受託法人を除く。）
第五十九條第二項	当該適用年度 終了の時に おいて第五 十七條第十 一項各号に 掲げる法人	租税特別措置法第六十八條の三 の二第一項第一号（特定目的信 託に係る受託法人の課税の特例 ）に掲げる要件を満たす特定目 的の信託に係る受託法人
同条第一項	同条第一項	第五十七條第一項

第六十九条第一項	省略	省略
----------	----	----

3511 省略

12 第七項及び第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前三項の規定の適用その他特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人及び特定目的信託の受益者の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の三 省略

2 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条第一項	省略	省略
第二十三条の二第一項	省略	省略
第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書	所得の金額の百分の五十	所得の金額の百分の五十(租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百)

同上	同上	同上
----	----	----

3511 同上

12 第七項及び第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前三項の規定の適用その他特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の三 同上

2 同上

同上	同上	同上
同上	同上	同上
第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十(租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百)
第五十七条第十一項第一号	普通法人	普通法人(特定投資信託に係る受託法人を除く。)
第五十八条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十(租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号(特定投資信託に係る受託法人を除く。)

第六十九条第一項	省略	省略
----------	----	----

3511 省略

12 第七項及び第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前三項の規定の適用その他特定投資信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人及び特定投資信託の受益者の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例)

第六十八条の三の四 省略

2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、第四十二条の四第四項(第一号に係る部分に限る。)、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第九項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十第三項、第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第三項及び第四十二条の十二の四の規定その他政令で定め

同上	第五十八条第六項第一号	普通法人	係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百)
同上	第五十九条第二項	当該適用年度終了の時ににおいて第五十七条第十一項各号に掲げる法人	租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人
同上	同条第一項	第五十七条第一項	
同上	同上	同上	

3511 同上

12 第七項及び第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前三項の規定の適用その他特定投資信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例)

第六十八条の三の四 同上

2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、第四十二条の四第三項、第七項及び第九項、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第九項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十第三項、第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第三項並びに第四十二条の十二の四の規定その他

る規定を適用する。

3 省略

4 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日を含む事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限り。）には、当該外国法人の法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、第四十二条の四第一項及び第四項、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第九項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十第三項、第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二の三第三項並びに第四十二条の十二の四の規定その他政令で定める規定を適用する。

5 省略

第六十八条の八 次の表の第一欄に掲げる連結親法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この項において「普通法人」という。）である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時に同法第六十六条第六項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる法人に該当するものを除く。）の平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる連結親法人の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一～三 省略	省略	省略	省略

2

第六十八条の百八第一項に規定する協同組合等である連結親法人の平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同項中「百分の二十（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親

政令で定める規定を適用する。

3 同上

4 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日を含む事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限り。）には、当該外国法人の法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、第四十二条の四第三項及び第七項、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第九項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十第三項、第四十二条の十一第三項並びに第四十二条の十二の四の規定その他政令で定める規定を適用する。

5 同上

第六十八条の八 次の表の第一欄に掲げる連結親法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この項において「普通法人」という。）である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時に同法第六十六条第六項各号に掲げる法人に該当するものを除く。）の平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる連結親法人の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一～三 同上	同上	同上	同上

2

第六十八条の百八第一項に規定する協同組合等である連結親法人の平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同項中「百分の二十（各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親

法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。)を超える部分の金額については、百分の二十二」とあるのは、「百分の二十(各連結事業年度の連結所得の金額のうち、八百万円(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、八百万円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。))以下の部分の金額については百分の十六とし、十億円(同項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。))を超える部分の金額については百分の二十二とする。」とする。

355 省略

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第六十八条の九 連結法人の各連結事業年度(その連結親法人の解散(合併による解散を除く。))の日を含む連結事業年度を除く。)において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てるため他の者(当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結親法人を含む。))から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十(試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)とする。))に相当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。))を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。)を超える部分の金額については、百分の二十二」とあるのは、「百分の二十(各連結事業年度の連結所得の金額のうち、八百万円(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、八百万円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。))以下の部分の金額については百分の十六とし、十億円(同項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。))を超える部分の金額については百分の二十二とする。」とする。

355 同上

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第六十八条の九 連結法人の各連結事業年度(その連結親法人の解散(合併による解散を除く。))の日を含む連結事業年度を除く。)において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てるため他の者(当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結親法人を含む。))から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額(この条、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八條の十三、第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の五並びに第六十八條の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において「調整前連結税額」という。)から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該連結事業

年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合））。次項において「試験研究費の総額に係る連結税額控除割合」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第四号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2| 連結法人の各連結事業年度（その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該特別試験研究費の額の合計額に税額控除割合（百分の十二から当該連結事業年度の試験研究費の総額に係る連結税額控除割合を控除したものをいう。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第十二項第四号において「特別研究税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該特別研究税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額から法人税額基準控除済金額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額をいう。）を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

3| 連結親法人及び当該連結親法人の連結事業年度終了の時に、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の連結事業年度（当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額が当該連結親法人及び当該連結親法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）の終了の時に、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額（当該連結親

法人の前連結事業年度がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより計算した金額）を超える場合において、当該連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額があるときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額が、当該連結事業年度の連結所得に對する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度において第一項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に對する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4

前項の連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合における同項の規定の適用については、当該各号に定める金額（既に同項の規定により各連結事業年度（第二号に規定する他の連結事業年度を除く。）において調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に係るものを除く。）は、連結繰越税額控除限度超過額とみなす。

一 連結親法人事業年度開始日（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）開始の日をいう。次号及び次項において同じ。）の一年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合、当該各事業年度における第四十二条の四第一項又は第二項に規定する税額控除限度額又は特別研究税額控除限度額のうち、同条第一項又は第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に同条第三項の規定により各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額

二 当該連結親法人事業年度開始日の一年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の各事業年度が他の連結事業年度（他の連結親法人（当該連結親法人以外の連結親法人をいう。）による連結完全支配関係にあつた当該連結親法人又はその連結子法人

2| 連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（中小連結法人又は農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう。以下この項において

5| の連結事業年度をいう。）に該当する場合 当該連結事業年度を他の連結事業年度とみなして計算した場合における当該連結事業年度の当該連結親法人又はその連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額（当該連結事業年度開始の前一年以内に開始した他の連結事業年度終了の日の翌日から当該連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額）に相当する金額

次各号に規定する連結法人が連結親法人事業年度開始日の一年前の日から第三項の規定の適用を受けようとする連結親法人の連結事業年度終了の日までの間において当該各号に掲げる場合に該当する場合における同項の規定の適用については、当該連結親法人の連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額（前項の規定により連結繰越税額控除限度超過額とみなされるものを含む。）のうち当該各号に定める金額は、当該連結繰越税額控除限度超過額から控除する。

一 連結子法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）をした場合 当該合併の日の前日又は当該破産手続開始の決定の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該合併の日又は当該破産手続開始の決定の日の翌日が連結親法人事業年度開始日である場合には、当該合併の日の前日又は当該破産手続開始の決定の日を含む連結事業年度）における当該解散をした連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

二 連結子法人の残余財産が確定した場合 当該残余財産の確定の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該残余財産の確定の日の翌日が連結親法人事業年度開始日である場合には、当該残余財産の確定の日を含む連結事業年度）における当該残余財産が確定した連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

6| 三 連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつた場合（前二号に掲げる場合を除く。） その有しなくなつた日の前日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度における当該連結完全支配関係を有しなくなつた連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（中小連結法人又は農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう。以下この項において

同じ。)に該当するものに限る。)の各連結事業年度(前項の規定の適用を受ける連結事業年度及び当該中小連結親法人の解散(合併による解散を除く。))の日を含む連結事業年度を除く。)において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十二に相当する金額(以下この項において「中小連結法人税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該中小連結法人税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

3)

連結法人の各連結事業年度(その連結親法人の解散(合併による解散を除く。))の日を含む連結事業年度を除く。)において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額(当該連結事業年度において前二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。以下この項において同じ。)がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、次に掲げる金額の合計額(以下この項において「特別研究税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特別研究税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の五に相当する金額を限度とする。

一 当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及びその各連結子法人の特別試験研究費の額の合計額のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者(以下この号において「特別試験研究機関等」という。))と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

同じ。)に該当するものに限る。)の各連結事業年度(第一項から第三項までの規定の適用を受ける連結事業年度及び当該中小連結親法人の解散(合併による解散を除く。))の日を含む連結事業年度を除く。)において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十二に相当する金額(以下この項及び第十二項第八号において「中小連結法人税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該中小連結法人税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4| 連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が、各連結事業年度（連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第六項において同じ。）が平成二十年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始するもの限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。この場合において、当該各号に定める金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

5| 一・二 省略
省略

9| と、第五項中「連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過額」と、「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と読み替えるものとする。

9| 連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が、各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成二十年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始するもの限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。ただし、当該各号に定める金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

10| 一・二 同上
同上

11| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しの日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定の適用があり、かつ、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第一二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の百第一項及

6] この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 調整前連結税額 次に掲げる規定を適用しないで計算した場合の法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

イ この条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項の規定
ロ イに掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定

ハ 第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項及び第八項並びに第六十八条の六十九第一項の規定

二 法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定
三 省 略

び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

一 当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された試験研究費の額

二 当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された特別試験研究費の額

三 当該連結親法人又は当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

四 当該連結親法人又は当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額

12] 同上

一 同上

二 同上

三 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大

四 省 略

五 農業協同組合等 第四十二条の四第六項第五号に規定する農業協同組合等をいう。

六 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権（知的財産基本法第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者に委託する試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

四 連結繰越税額控除限度超過額 第三項に規定する連結親法人の各連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出をしている場合の各連結事業年度に限る。）における税額控除限度額又は特別研究税額控除限度額のうち、第一項又は第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第三項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

五 連結繰越税額控除限度超過個別帰属額 前号に規定する連結親法人の各連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

六 同 上

七 農業協同組合等 第四十二条の四第十二項第六号に規定する農業協同組合等をいう。

八 繰越中小連結法人税額控除限度超過額

第七項に規定する連結親法人の各連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出をしている場合の各連結事業年度に限る。）における中小連結法人税額控除限度額のうち、第

七| 比較試験研究費の額 連結親法人又は第四項に規定する連結事業年

度（以下この号及び次号において「適用年度」という。）終了の時に
おいて当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ご
とに、当該適用年度の連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から
連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間
内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算
入される試験研究費の額（当該期間内に開始した当該連結親法人又は
その各連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度（以下この号
において「三年以内事業年度」という。）にあつては当該三年以内事
業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額と
し、当該各連結事業年度の月数（三年以内事業年度にあつては、当該
連結親法人又はその連結子法人の三年以内事業年度の月数）と当該適
用年度の月数とが異なる場合には当該試験研究費の額に当該適用年
度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金
額とする。）の合計額を当該期間内に開始した各連結事業年度の数（
三年以内事業年度の数を含む。）で除して計算した金額（当該適用年
度が当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日を含む連結事業年
度である場合には、政令で定める金額）をいう。

八| 省 略

九| 平均売上金額 連結親法人又は第一項若しくは第四項に規定する連

結事業年度終了の時ににおいて当該連結親法人による連結完全支配関係
にある各連結子法人ごとに、当該連結事業年度及びその連結親法人事
業年度開始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人
の当該連結事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事
業年度（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の
事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の売

六項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第七項
の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除さ
れた金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。
九| 繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額 前号に規定する連
結親法人の各連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超
過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところに
より計算した金額をいう。

十| 比較試験研究費の額 連結親法人又は第九項に規定する連結事業年

度（以下この号及び次号において「適用年度」という。）終了の時に
おいて当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ご
とに、当該適用年度の連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から
連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間
内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算
入される試験研究費の額（当該期間内に開始した当該連結親法人又は
その各連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度（以下この号
において「三年以内事業年度」という。）にあつては当該三年以内事
業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額と
し、当該各連結事業年度の月数（三年以内事業年度にあつては、当該
連結親法人又はその連結子法人の三年以内事業年度の月数）と当該適
用年度の月数とが異なる場合には当該試験研究費の額に当該適用年
度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金
額とする。）の合計額を当該期間内に開始した各連結事業年度の数（
三年以内事業年度の数を含む。）で除して計算した金額（当該適用年
度が当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日を含む連結事業年
度である場合には、政令で定める金額）をいう。

十一| 同 上

十二| 平均売上金額 連結親法人又は第一項若しくは第九項に規定する

連結事業年度終了の時ににおいて当該連結親法人による連結完全支配関
係にある各連結子法人ごとに、当該連結事業年度及びその連結親法人
事業年度開始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法
人の当該連結事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結
事業年度（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその連結子法人
の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の

上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

7| 省 略

8| 第一項から第四項までの規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる試験研究費の額は特別試験研究費の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額又は特別試験研究費の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9| 前三項に定めるもののほか、第四項に規定する連結親法人又はその連結子法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若

売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

13| 同 上

14| 第一項及び第二項、第六項又は第九項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額、控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

15| 第三項又は第七項の規定は、第一項若しくは第二項又は第六項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に第三項又は第七項に規定する連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項（第八項において準用する場合を含む。）の規定により連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額とみなされる金額（第四項第一号に定める金額に係るものに限る。）がある場合には、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の四第一項若しくは第二項又は同条第六項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度（当該適用を受けた事業年度後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該適用を受けた事業年度後の各連結事業年度にあつては、同条第三十二号に規定する連結確定申告書）に第四十二条の四第三項又は第七項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項又は第七項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

16| 第十二項から前項までに定めるもののほか、第九項に規定する連結親法人又はその連結子法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、